

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	児童育成手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は児童育成手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

杉並区長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童育成手当に関する事務
②事務の概要	<p>杉並区児童育成手当条例、杉並区児童育成手当条例施行規則</p> <p><概要> 認定請求者(受給者)から提出される認定請求書、額改定請求書、現況届等各種届及び住民異動等に基づき、認定、受給事由消滅及び支給等の管理業務。</p> <p><事務処理></p> <p>①新規認定請求 ・新規認定請求書に基づき、受給者及び支給要件児童の認定を行う。</p> <p>②額改定請求 ・額改定請求書に基づき、支給要件児童の認定・消滅を行う。</p> <p>③現況届 ・現況届に基づき、年度更新を行う。</p> <p>④現況届審査結果通知書送付 ・③の年度更新の結果通知書送付を行う。</p> <p>⑤その他の届出 ・消滅届に基づき、受給事由消滅を行う。 ・氏名・住所変更届に基づき、氏名・住所の住民異動の確認又は変更を行う。 ・口座振替変更届に基づき、手当の振替(支給)口座の変更を行う。</p> <p>⑥年齢到達 ・18歳到達処理及び額改定又は消滅を行う。</p> <p>⑦支給事由消滅通知書送付 ・⑤消滅届及び⑥年齢到達に伴う受給事由消滅分の通知書送付を行う。</p> <p>⑧住民異動に伴う案内送付 ・児童の転居等の住民異動に基づき、別居監護関係、額改定請求書、消滅届等の提出案内の送付を行う。</p> <p>⑨所得修正等に伴う通知書送付 ・所得修正に基づき、支給事由消滅処理・通知を行う。</p> <p>⑩返還金請求及び催告 ・支給事由消滅等(遡りの消滅等)により返還金が発生した者に返還金請求を行う。 ・不足書類等の提出がない者又返還金の支払いのない者に再度の案内等の催告を行う。</p> <p>⑪財務会計処理及び各種統集計に係る事務 ・定時(10月・6月・2月)及び随時(他の月)に口座振替で支給する。 ・返還金の収納等を行う。 ・都への統計報告や予算・決算等のため、各種統集計を行う。</p>
③システムの名称	児童育成手当システム、共通基盤システム、中間サーバ・プラットフォーム、Logoフォーム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童育成手当ファイル、情報連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第2項</p> <p>・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第1の項 杉並区児童育成手当条例(昭和46年杉並区条例第19号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>

②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第9項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」 ・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第1の項 杉並区児童育成手当条例(昭和46年杉並区条例第19号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部 管理課
②所属長の役職名	子ども家庭部管理課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部管理課子ども医療・手当係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	デジタル庁が策定した「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、申請者からマイナンバーの提供を受け、個人番号の真正性確認を行うことを原則とするが、申請者からマイナンバーが得られない場合、本区に住所のない者については、基本4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による住基ネット照会を行って、マイナンバーとの紐付けを行い、本区に住所がある者についても、同じく基本4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による住民基本台帳情報の確認を行うことで、適切に本人の特定を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童育成手当システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐づけ、事務に必要なない情報との紐づけが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月20日	I 7	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	事後	組織改正
平成31年3月20日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第14項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」	・番号法第19条第8項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」	事後	法改正
平成31年3月20日	I 関連情報 5. ②	所属長	所属長の役職名	事後	様式変更 (項目名称変更)
平成31年3月20日	IV リスク対策	-	IV リスク対策	事後	様式変更 (IV リスク対策追加)
平成31年4月1日	I 関連情報 5. ①部署	保健福祉部 子育て支援課	子ども家庭部 子育て支援課	事前	組織改正
平成31年4月1日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	事前	組織改正
平成31年4月1日	I 関連情報 8. 連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区保健福祉部子育て支援課子ども医療・手当係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部子育て支援課子ども医療・手当係	事前	組織改正
令和3年1月1日	IIしきい値判断 1. 対象人数	平成28年5月31日 時点	令和2年10月14日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	II 2. 取扱者数	平成28年5月31日 時点	令和2年10月14日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	I 関連情報 5. ①部署	子ども家庭部 子育て支援課	子ども家庭部 管理課	事後	組織改正
令和3年1月1日	I 関連情報 5. ②所属長の役職名	子育て支援課長	子ども家庭部管理課長	事後	組織改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部子育て支援課子ども医療・手当係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部管理課子ども医療・手当係	事後	組織改正
令和4年3月18日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第8項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」	・番号法第19条第9項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」	事後	法改正
令和4年3月18日	IIしきい値判断 1. 対象人数	令和2年10月14日 時点	令和3年9月24日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	II 2. 取扱者数	令和2年10月14日 時点	令和3年9月24日 時点	事後	自己点検
令和5年3月31日	I 関連情報 1. ①事務の名称	児童育成手当に関する業務	児童育成手当に関する事務	事後	
令和5年3月31日	I 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	事後	
令和6年2月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童育成手当システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム	児童育成手当システム、共通基盤システム、中間サーバ・プラットフォーム、Logoフォーム	事後	機器更改のため
令和6年2月16日	I 関連情報 特定個人情報ファイル名	児童育成手当ファイル、中間サーバコネクタDBファイル、情報連携ファイル	児童育成手当ファイル、情報連携ファイル	事後	機器更改のため
令和6年2月16日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	3)1万人以上10万人未満 令和4年12月7日 時点	2)1,000人以上1万人未満 令和6年2月16日 時点	事後	自己点検
令和6年2月16日	II 2. 取扱者数	令和4年12月7日 時点	令和6年2月16日 時点	事後	自己点検
令和7年2月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年2月16日 時点	令和7年2月20日 時点	事後	自己点検
令和7年2月20日	II 2. 取扱者数	令和6年2月16日 時点	令和7年2月20日 時点	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(追加)	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 2)十分である 判断の根拠 デジタル庁が策定した「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、申請者からマイナンバーの提供を受け、個人番号の真正性確認を行うことを原則とするが、申請者からマイナンバーが得られない場合、本区に住所のない者については、基本4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による住基ネット照会を行って、マイナンバーとの紐付けを行い、本区に住所がある者についても、同じく基本4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による住民基本台帳情報の確認を行うことで、適切に本人の特定を行っている。	事後	自己点検
令和7年2月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(追加)	最も優先度が高いと考えられる対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 当該対策は十分か【再掲】 十分である 判断の根拠 児童育成手当システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	自己点検